

当麻町で

空き家・中古住宅を購入して 建替しませんか？

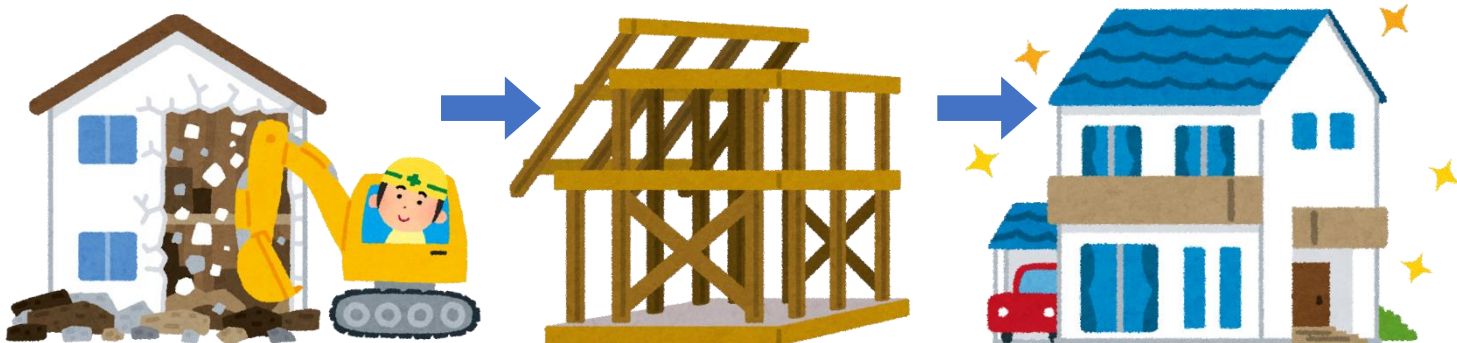
空き家・中古住宅
の除却
最大 200 万円

+

当麻町産木材を
活用して建替
最大 250 万円

=

合計で
最大 450 万円
の補助



事業者または当麻町民の方（移住見込者含む）が、町内にある空き家・中古住宅とその土地を購入・除却し、当麻町産木材を活用して住宅の新築等を行う場合、最大 450万円 を補助します。

※事業者による建売住宅の建築も含まれます

※「新築等」には空き家の基礎のみを残して建替するものも含まれます

主な要件

○空き家・中古住宅解体後の土地に当麻町産木材^(注)を活用した住宅の新築等を行うこと

(注) 住宅の木材全体使用量のうち、町産木材が50%以上使用されていること

○国、道、当麻町の他事業からの交付金などを受けていないこと
※店舗兼用住宅の場合、居住の用途となる部分が補助対象となります

○空き家・中古住宅の所有者が直系2親等以内の親族でないこと

未来へつなぐ宅地循環促進事業

当麻町役場 まちづくり推進課

空き家・中古住宅の解体費用・新築の町産木材費用を補助します

当麻町では、空き家・中古住宅の建替をとおして、循環型の宅地利用促進を図るとともに、移住・定住の促進及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、事業者または町民の方（移住見込者含む）が、町内にある空き家・中古住宅とその土地を購入し、住宅を除却し、当麻町産木材（以下、町産材）を活用して住宅の新築等を行う場合、**最大450万円**を補助します。

対象者

○事業者

不動産事業を行う個人事業主又は法人

住宅の建築工事を行う個人事業主又は法人

○町民

当麻町住民基本台帳に登録されている方

当麻町に移住する見込みがあり住宅を新築予定の方（移住見込者）

主な要件

○空き家・中古住宅除却後の土地に、当麻町産材（注1）を活用した住宅の新築等（注2）を行うこと
（注1）町産材を活用して住宅を新築する場合は、住宅の木材全体使用量のうち、町産材が50%以上使用されていること

（注2）「新築等」には空き家・中古住宅の基礎のみを残して建替するものも含まれます

○購入者又はその配偶者が空き家・中古住宅所有者の直系2親等以内の親族でないこと

○国、道、当麻町産材活用促進事業、当麻町の他事業からの交付金などを受けていない住宅とする
※店舗兼用住宅の場合、居住の用途となる部分が補助対象となります

補助金額

- ① 空き家・中古住宅除却費用：老朽危険空家に該当する場合は除却にかかる対象経費の3/4（補助上限金額**200万円**）。該当しない場合は除却にかかる対象経費の1/2（補助上限金額**150万円**）。
- ② 新築・町産材費用：当麻町産材の販売額（補助上限金額**250万円**）

（例）

住宅・土地購入費用	250万円	+	空き家・中古住宅除却費用	300万円	
+	住宅新築費用（町産材）	200万円	+	住宅新築費用（町産材以外）	1,500万円
-	空き家・中古住宅除却費用町補助（老朽危険空家に該当）	200万円	（300万円×3/4）		
-	住宅新築費用（町産材）町補助	200万円	（町産材販売額）	= 実質負担額	1,850万円
					（補助なし 2,250万円）

お問い合わせ先

当麻町役場 まちづくり推進課 企画商工係

〒078-1393 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

電話 0166-84-2111（内線 123・124）